



迷惑メールに関する 対応方策について ～ISP事業者の取り組み～

社団法人
日本インターネットプロバイダー協会

理事 野口 尚志

プロバイダー協会の概要

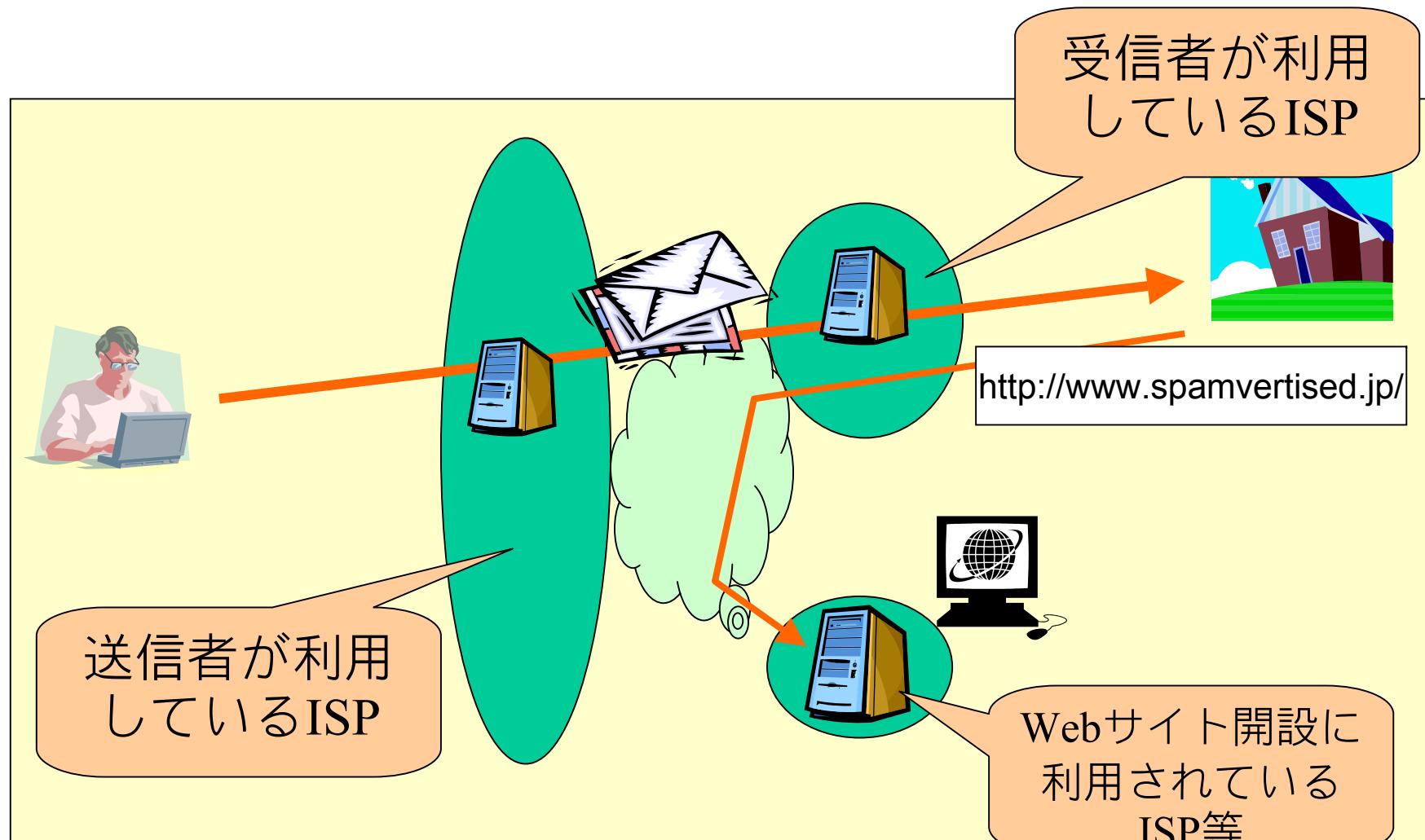
- 1999年12月任意団体として設立後、2000年12月、総務省(当時は郵政省)の認可をいただき社団法人となる
- 正会員187社(2005年4月)
- ISP, ホスティング事業者, ASPなど、インターネットに関するサービスの事業者が幅広く参加
- 行政法律部会での迷惑メールに関する取り組みに加え、本年度設置予定の部会(名称未定)において、技術的な問題などを含めantiabuse全般について取り組みを強化

最近の活動内容

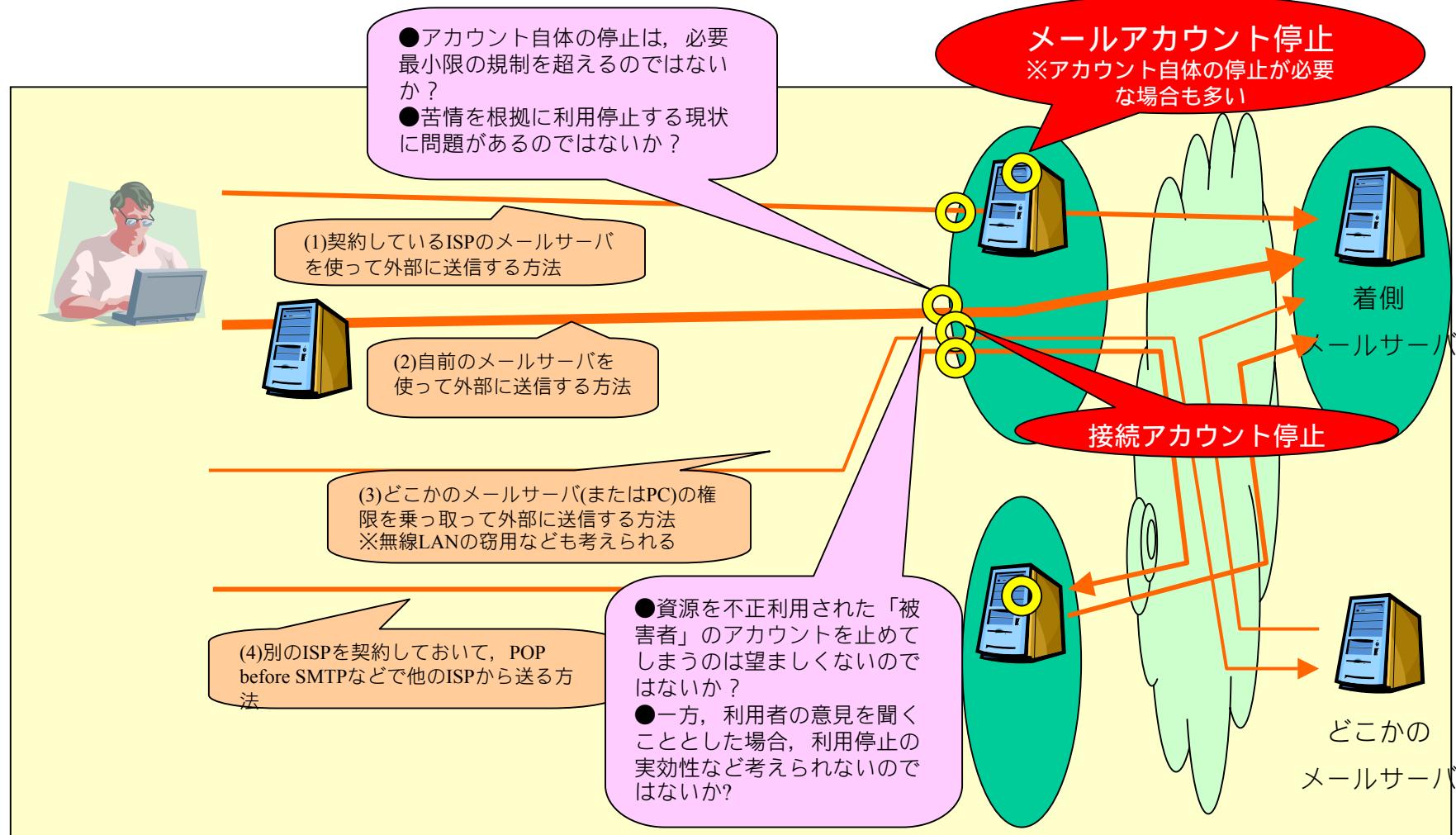
- Internet Week 2004 (2004/12/2)
 - 行政法律部会「インターネット上の法律勉強会」を開催。迷惑行為への対応に苦慮するISPの状況などを議論
- プロバイダ責任制限法ガイドライン検討協議会
 - テレサ協、TCA他と参加
- 迷惑メール対策委員会
 - IAJapanが中心となり立ち上げ
- Spamサミット(2004/6/5)
 - 一般ユーザの参加も求め、迷惑メール問題への対応とその問題点などについてを議論

and so on

1通の迷惑メールに関する事業者

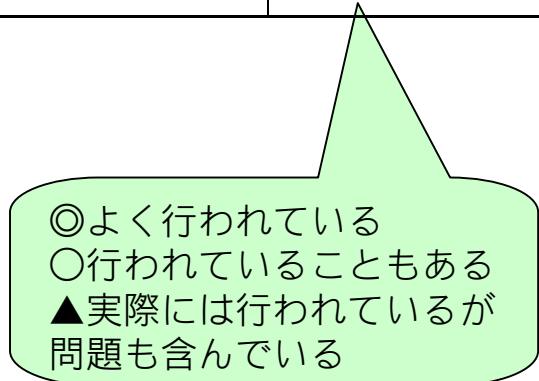


迷惑メール送信の手法と対応



送信側ISPの対応可能性

手段(方法)	現状	ロギングの状況	技術的対応	問題点
契約しているISPのサーバで送信する方法	古典的な手法といえる	ISPのメールサーバで確認できる	◎当該利用者のアカウントを停止 ○通数などにより自動的に規制	・手段が古典的になってしまった
自前のメールサーバを使って送信する方法	現在主流と考えられる	ISPで送信の事実を確認できない	▲当該利用者のアカウントを停止	・ISPとして大量送信の事実を確認する方法がない(現実的には受信者からの苦情により確認するほかないが、事実関係の確認に難がある苦情も多い)
どこかのメールサーバやPCの権限を乗っ取って送信する方法 (例) 不正中継の穴を突かれる オープントンネル オーブンプロキシ ゾンビPC	日本ではあまり聞かないが、今後増える可能性も大きい (英語の迷惑メールの発信源に日本以外の漢字圏が多く含まれているようであるが、実際に漢字圏が英語メールの真の発信源になることは考えにくいため、乗っ取られている可能性が高いと思われる) ※日本語spamがこの方法で送信されていると思われる事例も出現	ISPで送信の事実を確認できない	▲送信者に見える利用者のアカウントを停止	・利用停止を受けるのは、権限を乗っ取られた「被害者」であり、実際に難しい場合もある ・事実関係の確認は困難 ・被害PCが海外所在の場合、実質的に対応が不可能
他のISPでPOP before SMTPが利用できるサーバを利用	たまに見受けられる程度	中継に使われたサーバでは、差出元IPアドレスのほか、POP認証に使われたログイン名が記録されることが多い	○中継に使われたISPにおいてメールアカウントを停止 ▲送信に使われたISPでアカウントを停止	・苦情先がわかりにくくなり、対応に時間がかかる事例が出る ・送信に使われたISPでは事実確認の確認が困難 ・中継に使われたISPの対応は比較的容易な場合も多い

- 
- ◎よく行われている
 - 行われていることもある
 - ▲実際には行われているが問題も含んでいる

送信側ISPの対応における問題

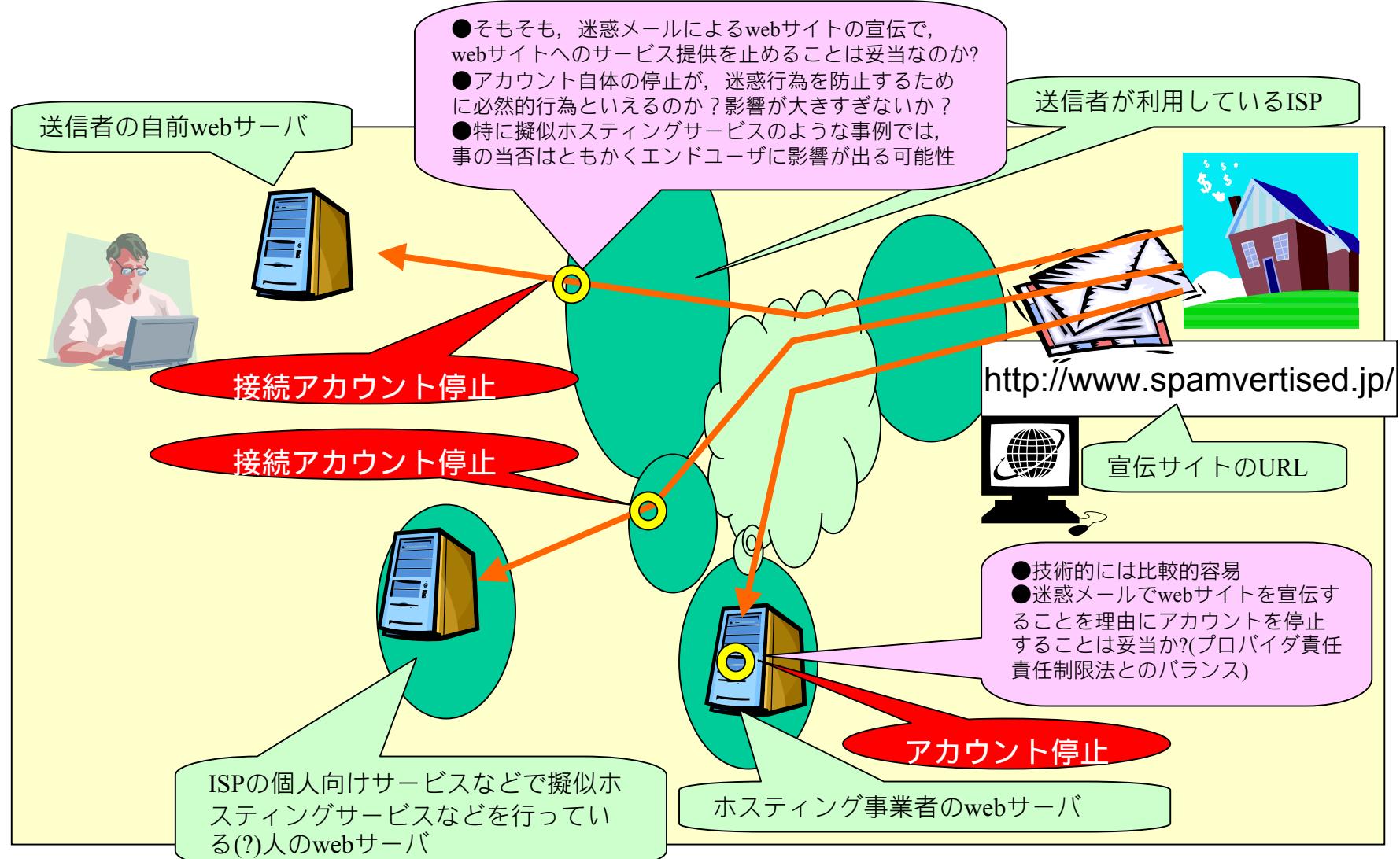
- 迷惑メールの送信を利用停止に結びつける根拠
 - 本来、通信の中身に立ち入る立場にははず
 - 一般的な事業者では、提供(契約)約款で規定
 - 利用者(送信者)から債務不履行/不法行為責任を追及される可能性はないのか？
 - アカウント自体の停止は、迷惑防止のための最小限の規制か？
 - 他の迷惑行為とのバランスの整理
 - ISPによる判断の困難さ
- 事実確認はどんどん困難に
 - 受信者の苦情による利用停止は、(対送信者の)訴訟に巻き込まれた場合どこまで受け入れられるか
 - 迷惑行為の波及防止を理由にした「踏み台」の利用停止は？
 - 官民プロジェクトのタイムラグ(利用停止に時間がかかる)
- そもそも、ISPの利用停止は有効な手段なのか？
 - 利用停止を受けることを前提に行動する送信者



対応をしたいのは山々なのですが・・・

- 利用停止などの要件をある程度整理する必要性
 - 利用停止などは現在各社の判断でアドホックに行われていますが、契約者とのトラブルを恐れながら行っているのが現状です
 - どのような場合に利用停止などの措置を講じられるのかという一応の基準（免責要件）などを整理する必要があると思います
 - 事業者数ベースでは、中小・零細ISPが多数を占めており、法務部門など持っていません
 - そういう事業者でも安心して対応できるような判断基準も必要かもしれません
- 通信当事者間での解決が大前提であることの確認
 - ISPは通信の内容に関与する立場になく、迷惑通信についても原則不関与の立場を取るほうが全体的な合理性が保てます
(特に、迷惑行為の範囲が広がり、微妙な問題への対応を求められてしまうのが一番困ります)
 - 利用停止などの措置は例外的な場合に限られるものです

Webサイトの開設手法と対応



Webサイト開設者が利用するISPの対応における問題



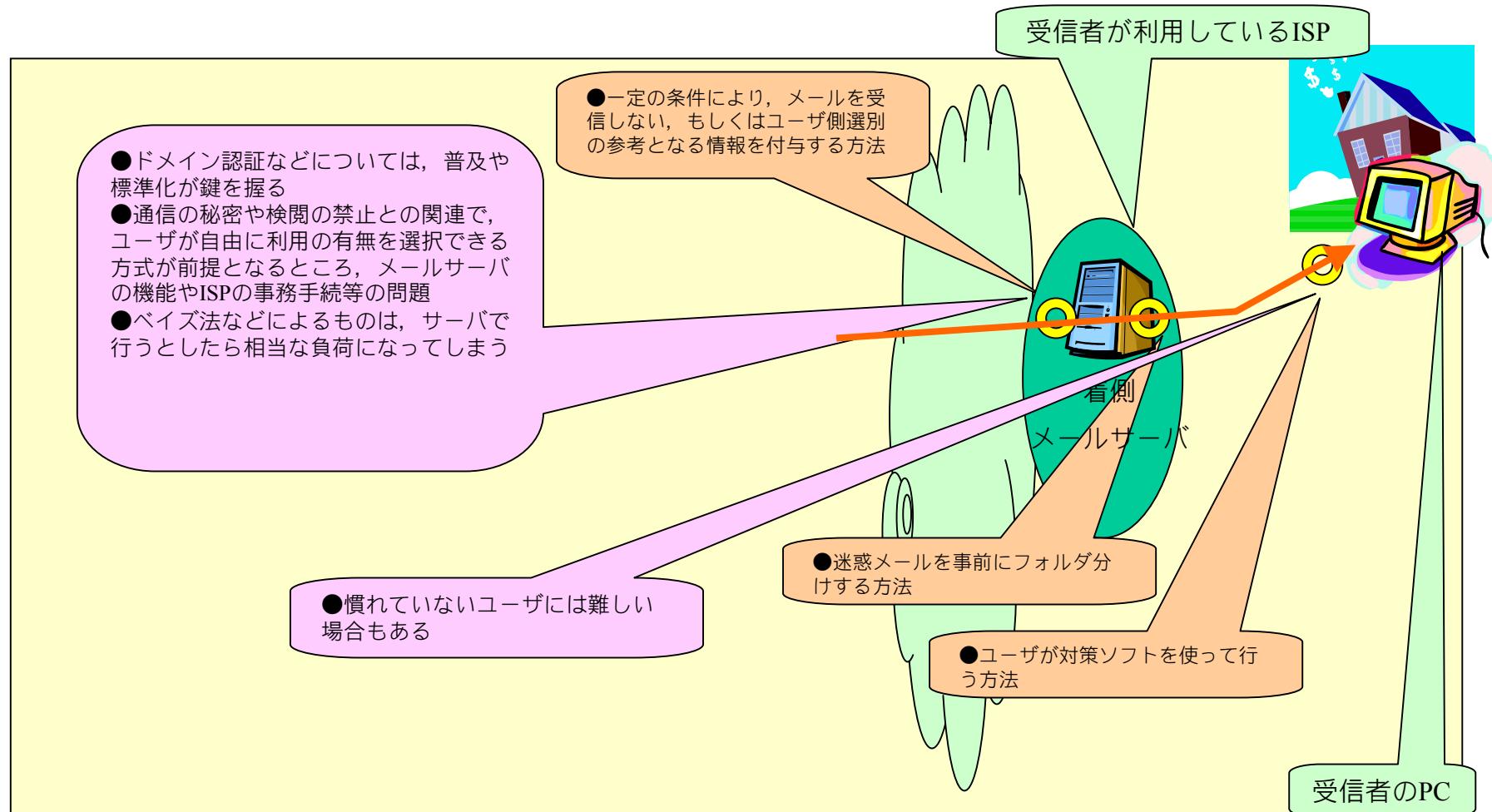
- 迷惑メールの送信を利用停止に結びつける根拠
 - Webサイトの存在自体は迷惑行為ではない
 - それを利用停止にするのは表現の自由との問題がある？
 - 迷惑メールとwebサイトの関係の立証
 - 事業者が、メールの送信を否認する例もある
 - (論点)そもそも、迷惑行為、特商法違反でwebサイト閉鎖というのは妥当なのか？妥当だとしたら要件は？
- 自前webサーバ、擬似ホスティングも多数存在
 - 自前webサーバの場合、ISPの対応は「接続アカウントを止めること」しかないところ、それを実施することは「必要最小限の措置」を超えるおそれ

Webサイトの公開の停止の是非についてはプロバイダ責任制限法における送信防止措置のそれが参考になるところ、同法逐条解説(第3条関係)では、「権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合」について、「ここで、関係役務提供者に期待される措置は、あくまで権利の侵害を防止するために必要な限度にとどまるものである。例えば、問題とされる情報の送信を防止するためには（略）、インターネットへの接続をさせないなど当該情報の発信者の情報発信のすべてを停止するしかない場合には、（略）『技術的に可能』とはいえないものと解される。」と解説している。

事前抑止は可能か？

- 加入時審査の現状
 - クレジットカードがあれば、多くのISPはそれだけでOK
 - 自動引落等の場合も、たいていは契約書の郵送到着でOK
 - 消費者も個人情報の提供、証明書の提出に抵抗感
 - あまり厳しい審査はできない
- ブラックリスト交換の是非
 - 多くのISPは、迷惑行為による強制解約者データの共有に興味を示す
 - しかし、偽名、借名による加入申込なども現実には存在
 - (論点)本人確認の義務化は必要か？

受信サーバ・受信者での対応



苦情もいっぱい、困るISP

- 送信者への措置に時間がかかることへの苦情
 - 迷惑行為は送信者の行為なのに、ISPが加害者であるような主張
 - 「オレの苦情で証拠は十分なはずだ」
 - サブアロケーションでもISPに苦情
 - サブアロケーションでも、「割当先は信頼できないと思うので」という理由でISPに苦情
 - サブアロケーションの顧客は自前サーバなのでISPの対応可能性が低いことが多い
 - いわゆる上流ISPにも苦情
 - 「何でspamを送ってくるようなISPとの契約を切らないんだ」
 - Webサーバを閉鎖に追い込めという苦情
 - 「貴社は悪徳商法に加担しているのです」
- ユーザリテラシ向上に官民の努力が必要？



できることは
いろいろやっているのですが・・・

- 実は私たちも被害者です・・・
 - 迷惑メールで得をしているISPなどありません
 - 一見対応可能性があるように思われがちですが、本来通信事業者は利用者停止などを気軽にやっていいものではないです
(「ISPに言えば止めてくれる」というのは一番困ります)
 - 「本当に止めちゃって大丈夫なんだろうか」と思いながら措置を講じる例も結構あるようです
 - 一般利用者、省庁、各ISPの利害は一致します
 - 今後も対策に取り組んでまいります
- しかし、果てしない道程
 - 国内発の迷惑メールがなくなっても、実は迷惑メールの多数派は海外発のようです
 - 「迷惑メールの発信元の過半数は海外」と答えたISPが56.7%

